

学校体育施設利用時の注意事項等（感染拡大防止）

下記のことが守られない場合は、当該団体の利用を停止するとともに、当該学校についても開放停止とする場合があります。

利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は該当在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用）
※運動やスポーツ中のマスクの着用は利用者の判断で使用してください。マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができずに人体に影響を及ぼす可能性があります。
- こまめな手洗い、アルコール等（持参）による手指消毒を実施すること
- 他の利用者等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、生涯学習課へ速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

施設利用上の注意事項

- 運動やスポーツを行う施設の環境
 - ・換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
 - ・体育館の床をこまめに清掃すること
 - ・体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること
- 洗面所
 - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すこと
 - ・石鹸を使用し、適切に手洗いすること
 - ・タオルを持参し、手洗い後はよく拭き取って乾かすこと
- ゴミの廃棄
 - ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、床に置かず、ビニール袋（持参）に入れて密閉して縛り、必ず持ち帰ること。

清掃・消毒 ※消毒液は各学校に配備します

- 通常の清掃後に、必ず清拭消毒すること
- 学校設備器具については、触れる箇所を最低限にするなど工夫して使用すること
- 利用者が触れたと考えられる場所を清拭消毒すること
(玄関ドアノブ、扉の取っ手、トイレのドアノブ、トイレの水洗レバー、使用した学校設備器具など)

利用者が運動やスポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - ・運動やスポーツの種類に関わらず、運動やスポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること
※介助者や誘導者が必要な場合を除く。感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当。
 - ・強度が高い運動やスポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動やスポーツ中に唾や痰を吐くことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと